５高第6475号

令和６年３月26日

　指定地域密着型サービス事業者　様

　基準該当サービス事業者　様

　指定介護予防・生活支援サービス事業者　様

安曇野市福祉部高齢者介護課長

令和６年度処遇改善計画書の提出について（通知）

日頃から適切な介護サービスの提供にご尽力いただき感謝申し上げます。

国及び長野県より通知のあるとおり、令和６年度に介護職員処遇改善加算、介護職員等特定処遇改善加算、介護職員等ベースアップ等支援加算及び介護職員等処遇改善加算を算定する事業所・施設は計画書を作成し、届け出る必要があります。

つきましては、「介護職員等処遇改善加算等に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について」（令和６年３月15日付老発0315第２号厚生労働省老健局長通知）に基づき、下記により計画書をご提出ください。

記

１　提出書類

（１）（別紙様式２）処遇改善計画書（令和６年度）

（２）介護給付費算定に係る体制等に関する進達書（別紙３-２（地域密着））ないし

介護予防・日常生活支援総合事業費算定に係る体制等に関する届出書（別紙50（総合事業））

（３）介護給付費算定に係る体制等状況一覧表（別紙1-3（地域密着））ないし

介護予防・日常生活支援総合事業費算定に係る体制等状況一覧表（別紙１-４（総合事業））

　○安曇野市ホームページに提出書類様式等を掲載しています。

「トップページ」→「分類でさがす」→「健康・福祉・医療」→「高齢者支援・介護保険」→「高齢者支援・介護保険に関する申請書等」→「介護職員等処遇改善加算（及び旧処遇改善3加算）について」<https://www.city.azumino.nagano.jp/soshiki/27/1069.html>

２　提出部数　　**１部**

３　提出期限　　処遇改善加算等計画書：令和６年４月15日（月）

体制等に関する届出書：居宅系サービス；令和６年５月15日（水）

施設系サービス；令和６年６月１日（土）

※ ４月時点で加算等の算定状況に変更がある場合は、別途４月１日まで（４月15日までは追加提出可）に、別途体制等に関する届出書当をご提出いただく必要があります。

４　提出先

※ 持参又は郵送、メールにてご提出をお願いいたします。

〒399-8281　安曇野市豊科6000番地

安曇野市福祉部高齢者介護課介護保険担当（１階12番窓口）

E-mail：kaigohoken@city.azumino.nagano.jp

５　留意事項

（１）提出が必要な各別紙様式は、１つのエクセルファイルに別シートが格納されています。

（２）介護職員等特定処遇改善加算については、区分によってサービス提供強化加算等の算定が要件となっておりますので、併せてご確認ください。

（３）厚生労働省より計画書の記入要領が示されていますので、必ずそちらをご確認のうえ計画書を作成してください。また、長野県ホームページにも情報が掲載されていますので、あわせてご確認ください。（https://www.pref.nagano.lg.jp/kaigo-shien/kenko/koureisha/service/jigyosha/kofukin/kasan.html）

安曇野市福祉部高齢者介護課介護保険担当

（課長）丸山 知子

（係長）塩原 香苗　　（担当）丸山 知裕

電話　0263-71-2472

電子メール ka-kaigohoken@city.azumino.nagano.jp